

日本学術会議の特殊法人化法案に反対する声明

私たち認定NPO法人日野・市民自治研究所（以下「当研究所」という。）は、政府が今国会で審議しようとしている日本学術会議を特殊法人化する「日本学術会議法案」（以下「本法案」という。）に反対し、本法案を撤回することを求めます。

当研究所は、2002年8月、日本国憲法を基軸とする市民の学習・研究・教育機能を持つ組織として生まれ、以来多くの市民が参加し、様々な分野で地道な研究活動を続けています。当研究所は、日本学術会議が「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」（日本学術会議法前文）とする設立趣旨に心から賛意を表し、その活動を注視してきました。

日本学術会議は「わが国の科学者の内外に対する代表機関」であり（同法第2条）、戦争に科学が利用された反省から、学問の自由を尊び、政府から独立して、政府に対して科学的立場から勧告することができる機関です（同法第5条）。そして、今日まで、日本の科学者の内外に対する代表機関として、特定の利害や領域に偏らず、全学問分野を代表して様々な活動を行ってきたことは周知のとおりです。

しかし、今国会に提出された本法案では、日本学術会議を国の機関から除外して特殊法人とし、首相が任命する「監事」、内閣府が所管する「日本学術会議評価委員会」、外部者による会員候補者の「選定助言委員会」、会員以外の者からなる「運営助言委員会」が置かれることとされています。このように、政府や学問に携わっていない外部の者が会員の選考や組織の運営に関わり、「主務大臣の監督」の下に置かれることとなれば、学問の多様性と自律性を守り、科学を政治に従属させないという日本学術会議に本来求められる役割が大きく損なわれます。

当研究所は、人びとの学びには自由が必要であり、真理の探究は学問の自由に裏打ちされたものでなければならないと考えます。これに対し、本法案は科学が政府によって統制されることを求めるものであり、法案が可決されることとなれば、市民の学習・研究の自由も失われます。このような観点から、当研究所は、2020年10月に学術会議会員候補者6名が任命を拒否された問題について「学術会議任命拒否に抗議する声明」（2020年11月7日）を発出しました。

当研究所は、改めて2020年10月に任命拒否をされた候補者6名の任命拒否を是正するよう求めるとともに、政府が今国会で審議しようとしている本法案が学問の自由と国民の知る権利を侵害するものであるとの考えから、その撤回を強く求めます。

2025年4月25日

認定NPO法人 日野・市民自治研究所
東京都日野市日野本町3-13-16
理事長平 和元